

一二にて其餘は大抵一身前途の方向も定まらざれば駿河に赴きたらば何とか仕法の附へきかと空恃を目的にしたる輩のみぞ多かりける尤も其中には武士は食はねど鷹揚枝と云へる古諺を墨守したる古武士風の儕輩も無きに非ざりしと雖ども要するに彼の歸商連中が駿河に御供する者は皆腰拔なりと嘲りたる妄評は全く其の實なきにも非ざりき。然らば則ち王臣と成たるも歸商したるも御供したるも其心事を論ずれば彼これより善きは或場合に於ては是を見たりと雖ども畢竟その間の多く優劣あるを知らず何れも氣の毒の次第にぞありける

徳川家にては駿河御供の多きに困り果たりと見えて移住するは勝手なれども此方よりして命じたる者の外は扶持方を給すると能はずと觸達したるより御供連中の内には往々見合と回心したる輩もありしかど夫にても猶御供いたし度と請へるもの多くありて是を無祿移住とは名附られたり、何れも烏の雌雄辨し難き儕輩にてありき。斯の如く幕臣は(一)脱走(二)王臣(三)歸農商(四)駿河移住の四派に分裂して各その欲する所に就きたる中に余は新聞紙刊行の事より一時縛に就きて獄に繋かれ其後許されて家に歸

りたるに程も無く朝廷より徴されたるを病を以て辭し奉りたりければ少しく曰付の姿と成りて漫に暇も請はれず又暇をも出し難き地位と成たれば其十月に至りて妻子を横濱に潜ませ一人にて駿河に赴き旅宿に寓して其状況を實視したるに誰も彼も累々乎として喪家の狗の如き様子に見え憫むべきの態のみ。其中に東京なる静岡藩邸より嚴に余が歸京を促し來りければ藩廳は恰かも罪囚を逐ふが如くに余を遇して出發を迫りたり。乃ち東京に歸りて更に徵辟を謝し其後藩邸に乞ふに御暇の事を以てしたれども邸吏は彼是と辭を左右に托して許さざりければ余は其待遇の不平なるを憤り御暇申受の届を差出たる儘にて其結局を問はず直に身を市井の間に投して淺草に寓居したりき是れ余が幕府に於ける最終の結末なりき

此餘余が幕府に在りける間に親しく接近したる幕末の三傑水野筑後守岩瀬肥後守小栗上野介を初として川路堀筒井森山等の諸名士に關して猶追懷せる事の多けれどもその他日幕末史稿を編するの時に於て敘述する事として余が往事を懷へる談は暫く此に筆を絶つ

懷往事談終

新聞紙實歴

櫻癡居士

○新聞紙を知得て欣喜の情を起したる事

余が新聞紙に於ける幾ど半生の境界たり、蓋し新聞紙には宿世の因縁ある者に似たり。顧るに余が十五六歳のころ未だ郷里の長崎に在りて我師名村花蹊先生に就て和蘭語を學び稽古通詞たりし時に和蘭人オランダより年々來舶の度ごとに風説書フウセツショと名けたる書面を出して海外の事情を長崎奉行に報告したり、當時幕府に於ては是を和蘭御忠節の一つと唱へたるなり、名村先生は右書面を和蘭甲比丹カビダンより請取りて和解(翻譯)を成せるに臨み常に余をして筆を採て其筆記を爲さしめたりき、此風説書は甲比丹が如何なる方法にて出島に居ながら斯は知得るものにやと尋ねしに先生去ばなり西洋諸國には新聞紙ニウズペーパーと唱へ毎日刊行して首國は勿論他の外國の時事を知らしむる紙あり甲比丹は其新聞紙ニウズペーパー

を讀で専ら其中より重立たる事柄をば斯は書き記して奉行所へ言上いたすなりと告げ其座右にありける和蘭新聞紙の反古を出して余に與へられたりき。此反古はアムストルダム刊行の新聞なりけるが余は是を賜はりて頻りに字典と首引して讀まんと試みたりしが其の文章の讀み易からざると事情の解し難きとにて力及ばずして之を斷念したり、是余が初めてニールウエスの語を聞きて其物を見たる始なりき。既にして長崎には英米諸國の船も渡來して新聞紙を齎し來る毎に海外の近況をも自から傳聞する様に成りたれば出島に出入して和蘭人に接する毎に是を聞くをば子供心にも面白き事に思ひたりき

斯て其後十八歳にて江戸に來り(安政五年)遊學したりけるが其頃世上にて讀賣と唱へて官員の黜陟または火事場の燒失圖もしくは流行唄を刊行して賣行きたるが如きは今日より考ふれば即ち不定期刊行の新聞紙の如きとも云ふべき歟。扱其翌年(安政六年)横濱開港の時より職を外國方に奉して其通辨翻譯に従事するの身に成たりければ英米の公使領事に就て新聞の讀餘を借受て再び讀試みたれども是また英文の讀み難きに困

難して残念ながら放擲したりき。其後(萬延元年)幕使が初めて米國に赴きたるに際し右の使節一行または米國公使より新聞紙を添て使節は現在斯の如き待遇を受て米國の諸所を巡回中なりと報じ來り其翻譯を命ぜられたるに付き公使館の書記官に就き其文意を質問して漸く是を譯するを得たりき。其後(文久二年の春)幕使に従ひて歐洲に赴き初めて巴里に到りし時に日々諸種の新聞紙を旅館に送附せられても佛文の哀しさは盲の垣覗と一般にて更に何事たるを了解せざりしに數日を経て英文の新聞を得て之を閱したるに現に我使節の一行の舉動を記し或は其來意を説き或は其談判の趣意を論じたる個條を見て的面我身の上の事なれば其興味を覺え如何なれば新聞記者は斯も我等の事を詳細に知り得るものなる乎然のみならず昨日の事を今朝すでに其紙上に載せたる迅速さよと驚嘆したりき。尋で倫敦に到りては益々新聞紙を讀む事の面白く成りて或は見物の序に新聞社を訪ひ或は新聞記者にも面會して問もし尋もして其組織の概略を聽得て欣羨の情を起したりき。其後(元治元年)に至り其前年英國軍艦が償金一條よりして鹿兒島を砲撃したる舉動は英國議院の問題に上りて其非擧を鳴らして當時の内

開を攻撃したる記事を新聞紙上に於て讀み併せて新聞記者が此件に關する意見を讀みて大に其議論の正大なるに驚き直言して憚る所なきに感じ更に欣羨の情を加へたりき。其後(慶應二年)再び幕使に隨行して英佛二國に駐在せる凡そ十ヶ月の間敢て繁劇と云にも非ざりければ巴里倫敦の諸名家に會して新聞紙の事を問ひ其内外の政治に關して輿論を左右するものは即ち新聞の力なりと聞きぬはれ余にして若し才學文章あらば時機を得て新聞記者と成り時事を痛快に論せんものをも思ひ初めたりき。是即ち余が英佛の新聞記者を欣羨するの餘に胸中に泛びたる妄想の端にてありき。

○江湖新聞を發兌して筆禍を得たる事

其後戊辰の變に際し余は非恭順論者の一人にて維新の王師に反對するの念を懷きたりしかども地位は卑し腕力は無し空しく慷慨悲憤して口角に沫を吹き無益の舌を揮ふに止まりて毫も實際に影響する所あらざりき。然るに此年(明治元年)の三月頃より新聞紙の刊行突然として東京に起りたり(但し新聞紙の濫觴は是より先き元治元年横濱にて米國人ウヰンケッドが新聞紙と標題せる小冊子を毎月數回發兌したる事ありて我友岸

ジューンケッド

田吟香氏其執筆たりし事ありき然れども其の刊行は幾ならずして廢刊に屬したりき)是れ初め政府が卒先して太政官日誌を發行したるに起り(現時の官報の先祖なり)是に尋て陸續と府下に起りて發兌せるもの四月の中旬に及びては既に六七種の多きに達したり、其中にも中外新聞と題したるは我亡友柳川春三氏その主筆にてありき、當時紛擾の間なれば別に官准を得るにも非ず銘々勝手に刊行したるなり。是を觀て余は大に喜び是ぞ余が持説を世上に試るの機關なるを考へたりければ竊に條野傳平廣岡幸助西田傳助の三人に謀り乃ち四月上旬を以て新に江湖新聞と名けたるを發兌刊行したり、今日の如き活字も無く活版も無かりければ之を木板に彫刻して馬連摺ばれんぞりにしたり、而して江湖新聞は半紙二ツ切にて毎號凡そ十枚乃至十二枚を一冊とし是を綴れば取も直さず今日の雜誌の疎末なるものなり、其体裁は雜報あり寄書あり時論文ありて其草稿は盡く余が一人の筆に出て其淨書の如きも時として余自から板下を書き概ね三日若くは四日毎に發兌を試みたるに諸種ありける中にも江湖新聞は尤も發兌の部數多しと稱せられて頗る世人の矚目を惹きたり。余が所藏には此江湖新聞の綴込なけれども或は

今日にても偶々之を藏する人あらんれば就て余が當時如何なる意見を持したる乎を見よ。余は初より尊王に附ては固より微塵も異論なく又將軍家が、大政を返上し玉へる御處置に附ても反對の意見を有せざりしが爾來其實況を見るに政權は朝廷に歸せずして却て薩長に歸す然らば則ち幕府仆れて薩長は第二の幕府をなす者なり是決して我等が望にあらず又維新の目的にも非ざるなりと云ふが江湖新聞の主義なりき（其紙上に薩長論「？」と題したる文にて此事を極論したる事ありき）此主義なりしが故に若々維新の政に反對したる而已ならず紙上は自から幕府の脱兵等が勝を喜びて之を稱賛し甚しきは戦報の空説若くは政況の虚聞を作為して以て記載したる事ありき。然るに此年五月十五日上野の戦ありて後に此江湖新聞の筆禍は正に近く余が身に在るべしと密告し余が遁逃を勧めたる朋友もありしが余は年少の客氣に誇りて此忠告に従はざりしに果して五月十八日に至り逮捕せられたり

余が逮捕せられたる獄は糺問所と名けられて國事犯罪人を糺問するの獄なりければ戦時の習ひ常事犯とは其取扱を異にするとは云へ左り迎は餘りの相違なりき、昔し漢高

は秦に入りて法三章を約したりとは聞しが今や糺問所の法廷は死罪か放免かと云ふ二一ッに過ぎざりしなり初め彼捕吏長は（阿州藩と覺えたり）兵士十餘名を引従へ各々着込に身を固め十八日の午後四時過に余が池の端の寓居に來り姓名を通して余に面會を望めり余は直にそれと覺りたれば座敷に請して其來意を尋ねたるに捕吏長は御邊事鎮將府に於て御不審の思食さるゝ筋あれば引立の爲めに罷向ひたりとの趣を述へ鎮將府の朱印を銜したる逮捕狀を示したり、固より争ふ可きに非されば余は武士の作法を以て取扱はるゝとあらば其命に従つて罷出べしと答へたるに彼捕吏長は其取扱を約したるに付き余は衣服を更めて同行したり、彼輩は余が幕臣にて國事犯の嫌疑に依て其召捕に向ふの使命を受けたる事なれば邸内に死士を養ひ抗拒の防戦にても成す者と思ひたりけん門を出て見れば余が寓居の前後より二小队許の兵が各々銃槍を携へて出て來り捕吏と共に余を擁圍したり、然れども彼捕吏長は約を守りて禮儀を以て余を遇し糺問所に至りて懸りの官員に引渡す迄は余が佩刀をも取上げず勿論細をも打たざりけり。然るに官員は玄關にて余が姓名を聽き其方事御不審の次第有之入牢被仰付と言渡

したれば其末座に並居たる下僚等は御大法で御座ると聲掛て余が大小懐中物等を取上げて假繩を掛け其座を引立て構内の獄に投したりき。獄内は概皆官軍に抗拒したる朝敵と軍法を犯したる兵士を以て充されたりければ規律も無ければ取締も無く飲酒も喫烟も半番及び小遣へ仕向次第にて自由なりしと雖も同囚の言ふ所を聽けば是迄に精密の吟味をも遂げず直に死罪を申渡されたる者も尠なからずと云へり、されば此法廷が余に於けるも或は其類例に處せらるゝ事もあらんかと思ひ居たりしに數回の訊問の後廿餘日を経て余を放免したりき（此獄内の事、訊問の事に就ては實に奇談も多し且つ余が放免に成たるに關しては外に在りて余を救ひたる人ありて斯は速に宥されたりと後に其事情を聞得たり、此等は面白き物語なれども此所に用なければ茲には述べず）而して放免と同時に板木没收江湖新聞發免不相成と嚴達せられたり。斯る次第なれば新聞紙に筆を探りて禁獄せられたるは余が其先陣にて國安に妨害ありとて發行禁止に遇たるも余が編集の江湖新聞が一番槍なるを以て筆禍不祥の端を啓きたると今日の諸新聞紙に對しても實に恐縮の至なり爾のみならず他の諸新聞紙が余が過激の筆禍に連

累せられ幾も無くして諸新聞悉皆發行禁止となりたれば憐むべし此の際順に發生したる新聞の勃興此一挫の爲めに地を拂ひて其萌芽を枯されたりき

○再び新聞記者たるの念を起したる事

其後余は濫澤榮一氏の紹介にて初めて伊藤伯の知を辱くして禍を政府に釋き米國に隨行し尋て岩倉公の一行に歐米巡回に隨伴し廟堂の上に於て諸公に知られたるが中にも此伊藤伯と木戸侯井上伯山縣伯の四公に負ふ所の知遇は廿餘年來常に余が心肝に感銘して忘るゝと能はざる所なり。此知遇を得たる上に其議論とても時に或は相合はざるもの往々にして無きに非ざりしと雖ども立憲君主制漸進の方向を執らざる可からずと云へる大本大主義に至りては固より其見を同くしたるを以て親密も亦自から一層の深を加へ此諸公の後に從つて以て我才を試んと欲したるは余が當時よりしての素願なりき。而して此素願は期せずして東京日々新聞に於て顯はれたりき

東京日々新聞は余が歐末巡回中（明治五年二月）東京に創立せられたり。余は明治六年の夏に使節に先ちて歸朝し井上伯に屬して財務一部の局に當らんと竊に期したりしに

(是は前年米國は於て公債紙幣處分に付き視察調査したる關係よりの事なりき)其時井上伯は財政の目的に付き大に大隈伯と所見を異にし澁澤氏と連署して意見書を政府に捧げ其冠を挂られたり、且や廟堂は征韓論の氣焰太た熾にして幾と軍隊政府ミラリイカワレメントの如き狀況を爲したれば余が豫期は先づ畫餅に屬したり、尋て使節歸朝の後には征韓論可否の分裂となりて内閣の更迭を來たし西郷板垣副島後藤の諸公は政府を去りて政府は岩倉大久保大隈伊藤の諸公を以て内閣を組織せられ木戸侯は却て客位に備はられたりき。此時余は心竊に感ずる所ありしかば知遇の諸公及び信友等の諫を拒絶して遂に明治七年の秋に至りて辭職したり。扱かく辭職の上は何を以て是より我身を立べき乎と世上を觀望したるに余に取りては新聞紙の右に出る地位は無し新聞紙を機關として筆に任せて書立つるものならば遂には余が意見を世に行ふ事を得べしと考へたり、朋友は皆これを聞て辭職したるに足下が爲には太だ得策ならざるに剩さへ新聞記者と成らんとは何事ぞや宜く思止るべしと交々余に向つて諒諍したり、蓋し彼俗士の眼中にては當時新聞に重を屬せずして半遊戯物の如くに思ひたれば新聞記者を見るも亦戯作者一

般なりと認めたりしが故なり斯く思認したるも敢て一理なきに非ず新聞紙の勢力も未だ幼稚にして記者にも亦有名の人才を多く見ざりしに付き彼輩は其潜伏の勢力は將來如何に重大なるべき乎其記者の意見は他日如何に輿論を影響すべき乎を察知すると能はざりしなり。余は彼輩に對して盛んに新聞紙の利益勢力を説き古人が良相たらざるは良醫たれと云へるか如く今日の時勢にては内閣に列せざれば寧ろ新聞の主筆たれと云ふべき者なり、余にして筆を新聞に執らば一般の新聞は必らず其勢力を得ん余にして記者たらば新聞記者は必らず其地位を高めん公等刮目して其時の來るを待てど抱負頗大にして益々新聞記者たらんと欲するの念を固くしたりき

○東京日々新聞の主筆と成たる事

是時に當りてや(明治七年の冬)東京にて發兌したる新聞紙は曰く東京日々新聞曰く郵便報知新聞曰く公文通誌(後に朝野新聞)曰く日新真事誌この四種の外に雜誌には新聞雜誌あり(後に東京曙新聞と改まり再び東洋新報と改題して廢刊となれり)横濱には横濱毎日新聞(即ち今の毎日新聞)あるに過ぎざりき。何れも明治五年より七年までの

間に起り其齡は年長も滿三年に至らず年弱は僅に一年を出たる程なれば記事も探訪も俱に疎略にて議論の見るべきものも無く其紙面は漸く西の内紙ぐらゐの大さにて或は和紙或は洋紙を用ひて其幼稚なるは今日より顧れば殆ど前世紀の遺物の如くに思はるるなり。然れども其紙上に前年(明治六年)には井上濫澤連署の財政意見書を載せ今年(明治七年)には副島板垣後藤其外連署の民選議院建白書を載せたるより大に世上の注目を惹起したり而して東京日々新聞の創立者は條野西田藤岡の諸人にて即ち七年前に余と俱に江湖新聞に従事したる輩なりければ往日の緣故あるを以て此諸人が切に勸告せるに従ひ此新聞社に入り執筆する事を約して社長となり遂に明治七年十二月一日を以て紙面を擴張し体裁を改良し社説の一欄を設けて余が意見を世上に發表する事とは成りたりき

余が日々新聞に署名して公然筆を新聞紙に執りたる舉動は果して世間を驚したり、少なくも學識文才あるの名士をして新聞紙に筆を採る事を愧ざらしめたりき、是に於てか明治八年の央までに名士は陸續として新聞紙に集まれり即ち報知新聞には栗本勳雲

藤田茂吉あり朝野新聞には成島柳北末廣重恭あり而して日々新聞には岸田吟香末松謙澄浦喜山景雄あり此諸氏は或は年長を以て世故の經歷に富み或は少年を以て學問文才に秀て普筆を採ては一方に弱たるの人才なり、且つ陽はに其名を掲げされども古澤滋大井憲太郎の諸氏の如き皆公然たる秘密を以て意見の草稿を新聞誌に寄せて輿論を喚起さんと試みたり、蓋し新聞紙が言論の自由を占めて且つ活潑なる議論を公にしたるは此時より盛なるは莫きが如し。試に當時諸新聞紙の載せたる所を一讀せよ、其意見は互に相異なる所ありしと雖ども直論諱議を旨として敢て憚る所なき若し其を今日に於てせば忽に發行停止となり罰金禁獄となるべき文章も更に問はるゝ所あらざりしを以て是れを證するに足るべきなり

○漸進主義を執たる事

熟々當時新聞紙の勃興したる因由を顧みるに其時勢の必要に出たるは勿論なりと雖も民選議院論と自由説とが順に新聞の勢力を増加したるは争ふ可からざるの事實なりき。彼諸新聞記者が皆立憲政体を期望し自由の伸張を希圖したるや中心固より然り敢

て其他に禍心を包蔵する所は無けれども是を以て藩閥政府の風を根本的に革新せんと欲したるは事實なり、彼輩は當時未だ藩閥政府と云へる語を發せざれども政治は皆維新に動功ありし薩長諸藩出身の諸氏に其實權を掌握せられたるを見て太だ是を快とせず此弊風を匡濟せんには自由説と民選議院論とを以て藩閥政府を改環し立憲政體の政を行はしむるの外に名策なしと思ひ込たるも亦事實なり、其狀や恰も薩長が主として尊王攘夷の説を唱へ以て徳川氏の幕府に當りたると同轍の勢にてありき。彼輩は思へらく木戸大久保伊藤黒田の諸公は薩長門閥を以て永遠に政權を專有せんと思ふ者なり。諸公は是を專有せんが爲に君主獨裁の政體を保守して立憲君主制を蛇蝎の如く嫌ふ者なり。故に諸公は一身の名利榮達の爲に獨裁政略を以て議院の開設を擯斥する者なりと、彼輩は眞に斯の如く思ひ信じたるなり。彼輩は思へらく公明正大にして國民の幸福を進歩する者は自由なり。自由を欠けば復幸福なき者なり。此自由は立憲政體に由て行はるる者なり。而して民主主義は實に立憲の本尊なり。故に國民の幸福は此政體を行ふに在る者なりと、彼輩は眞に斯の如く思ひ信じたるなり。是に於てか

彼輩は假令一種の政熱者流が口を此自由に此立憲政體に籍て之を利器とするの私念あるにも拘らず我々は正道を直行して一意其行はれん事を期すべし彼の木戸大久保黒田伊藤の諸公が平素の言行徳望には我々も中心感服せざるに非ざれども奈何せん諸公は我輩の主義と反對の方針を執らるるに付き残念ながらも是を我政敵と認めて反對せざるを得ずと思惟したるなりき。余は從來激烈の自由主義を喜びたる論者なりき（既に明治四年米國の旅館にて伊藤伯と論じ日本將來の政體は帝王を上に戴きたる民主政治を行ひ今日の制度式格は都て之を全廢せざる可からずと主張し芳川陸奥の兩君も余に左袒したるに大に伊藤伯に説破せられても之に抗して議論三日に涉りたる事もありし程なりき）若し余をして此諸公の心事を知る事なく又歐米諸國にて政治上に實驗ある名士の説を聞く事なからしめば余は躍如として彼諸論者と共に激烈の根本革新説に同意したるならんが、余は此三四年間親しく諸公に親炙して諸公の眞意は決して藩閥政府を喜べる者に非ざるを知れり、諸公が立憲政體を漸次我國に行はんとするの期望を有せるを知れり、殊に木戸侯の國會開設議を政府に建白せられたるは民選議院建白の

前○に○在○る○事○を○知○れ○り○余○は○屢々○歐○米○の○實○況○を○見○聞○し○て○民○主○義○の○利○弊○如○何○を○知○得○た○り○
 代○議○政○體○の○如○き○政○黨○政○治○の○如○き○常○に○利○害○の○相○伴○を○所○た○る○を○知○得○た○り○
 新○有○る○は○國○民○の○幸○福○に○利○あ○ら○さ○る○を○知○得○た○り○
 政○治○に○急○激○の○革○
 も○行○ひ○得○べ○き○の○恐○あ○る○を○知○得○た○り○
 自○由○の○語○は○假○り○て○以○て○如○何○な○る○暴○戻○を○
 漸○進○主○義○を○執○り○て○以○て○急○激○な○る○革○新○說○に○反○對○し○我○國○に○國○會○を○開○設○す○る○は○同○論○な○り○と○雖○
 〇〇〇先づ民會(町村會)を起し夫より府縣會を起し夫よりして國會に及ぼす可し是漸進
 の手段なり。他の直に國會を開設すべしと云ふが如き急進論は余が決て與せざる所な
 りと論じたり。又自由に關しても參政の自由もさる事ながら先づ身軀の自由人文の自
 由を漸次に伸張して温和の進路に就くと肝要なりと論じたり。是に由て證新聞記者
 は皆余を目して政敵と爲し保守論者の名を以てし終に政府の爲に辨護の勞を執る所の
 御用新聞記者の名稱を下すに至りき

○御用新聞記者と云はれたる事

斯の如く他の諸新聞に目せられたるも亦敢て故なきに非ざるなり。當時余は民間に降

りて世間に忌嫌はるゝ新聞記者とは成たれども暇あれば即ち常に在朝の諸公を訪問し
 たりき。(斯る事は當時大だ稀なる舉動にして凡そ新聞記者は當路に交はらざるを以つ
 て得意としたりき)、伊藤伯の如きは殊に屢々せる所にして凡そ政府の方針にして余が
 同意する問題は自ら進んで之を贊助せんと欲したりき。余は又當時政府に官報なかり
 しを以て政府に乞ひ東京日々新聞に太政官記事御用の稱を得て官報の用に充んと試み
 たりき。尋て廟堂の方針を聽き是を紙上に表白して以て其機關となさんと迄に望みた
 りき。然れどき當時余が聽得る所は例は伊藤伯の如き大隈伯の如き一個人の參議たる
 其人の意見を聽得るに止まりて所謂閣議としては之を明知するに由なかりければ(其
 實確乎として發表すべき程の閣議も定まらざりし故なり)東京日々新聞には太政官記
 事御用の虚名ありても官報たるの事實なく外には御用新聞と認められても閣議を示す
 の成果なかりければ其實は余が獨立の意見を以て時事を論じたる過ぎざれば時として
 は知己の諸公の所爲と雖ども余が是執する所に反すれば遠慮なく其是非得失を論じて
 憚る所あらざりき、然れども世間にては猶これを覺らざして恰も余が筆は廟堂の意見

を代表せるもの、如くに誤認したりき

其上に明治八年初て地方官會議を開かれたる時に余は木戸公の望に應じて暫く日々新聞の執筆を止め太政官四等出仕に補せられ右の會議の書記官を勤め會議畢りて後に之を辭して再び新聞の執筆に復したり其後明治十年西南の變起りしに臨み余は征討の廟議を速に決せられん事を冀ひ木戸侯に就て鄙見を陳述せんが爲に小室信夫氏と共に雪を冒して京都に赴きたるに征討の勅は既に發せられて廟議は賊徒剿滅に一定したるに付き復言ふべきの事なく、然らば自ら戦地に赴きて探訪通信を成さんと思ひ大阪にて伊藤伯に謁して其許可を得て戦地に赴きたり、然るに戦地にては新聞記者をして自由に本營に出入すると許されざるを以て頗る困難したりしに、恰も好し山縣伯は參軍として本營に陣せられたり、余は伯に謁して此由を告げれば伯は新聞記者たる足下が知人たるの故を以て余は足下を本營に駐在せしむると能はず。然るに今や戦陣の際に臨み筆を採て軍に従ひ戦狀報告若くは其他の文案を草するの配室其人なきに苦しむ。足下本營の爲に記室たれと諭されたり依て余は本營の軍醫に差支なき限りは余が公務

の傍ら私に東京日々新聞に通信する事を默許せられなば記室たるべき旨を答へ其許諾を得て軍團御用掛を拜命して公務に従ひ其間に通信したりしなり。故に余は戦地に山縣伯に従へる間は随分記室の公務に執掌して其務を盡したりき。然れども世間にては此情を知らざりしを以て余が御用新聞記者たるが故に軍團本營に駐在して戦地の報告を早く蒐集し得るの便を享有せるが如くに誤認したりき。戦争の共に至り余は記室を辭して大坂まで引歸したるに偶々木戸侯に謁して戦地の實況を語りたり、木戸侯は余が親しく天顔に咫尺して此狀を聖聽に奉るべき旨を望まれたるに付き謹て其旨を承はりて京都に登り御前に伺候して奏上するの光榮を賜はつたりき。是れ新聞記者たるの資格にて拜謁したるなり（軍團御用掛は戦地を去りたる時に罷められたればなり）然るも世間にては之を知らずして余が御用記者たるの故なりと誤認したりき次に明治十一年第二回地方會議に伊藤伯が議長と成られし時にも余が前會議の時に書記官にて其事に慣れたるを以て筆記者に命ぜられたり。余も亦前回の時の如く其間は新聞の執筆を止めて其の職を奉じたりき然れども世間にては是も御用新聞記者たるが故なり

と誤認したりき。去れば斯る誤認を蒙りたるも自から其表面に顯はれたる痕跡より來れるものにして要するに余が當路諸公より知遇の親しきが故に起れるのみ、而して東京日々新聞は曾て政府の機關たる事實を備へざれば御用新聞の名は始終空稱に屬したりき

○新聞事業の困難なりし事

初當初新聞事業の困難なりしは紙筆の竭し得べき所に非ざりき。抑も新聞紙が依て以て財政を維持するの収入は専ら廣告料に在り然るに當初は廣告の依頼太だ少なくして其得意は僅に賣藥と書籍との二類に限れるが如くにて偶々是あれば冒險者の如くに世間にて批評したる位なれば収入の少額なるや推て知るべきなり。次には活字なり活字製造は僅に平野富二氏一人にて(即ち今の築地活版製造所)之を供給したるが往々其字母なき文字ありて或は夜中急に其字を木版に彫みて挿入し或は二字三字を削り偏と造とを合せて其文字を自ら作りて急に充たると毎夜の如くなりき。次には資本に乏しかりしが故に廣大なる印刷器械を購入すると能はず(尤も當時大器械と稱せしが漸く三

十二頁の物にて大抵は十六頁の物が普通なりき)其爲に半面は早く手廻をして晝間に摺上げ他の半面を夜間に於てせざるを得ずして編輯に不測の困難を感ぜしめたりき。次には植字印刷とも其職工に乏しかりければ兒童及び少壯の輩を集めて自ら之を養成するの緊要を感じたりき而して偶々彼等が意に満たざる事あれば彼等は容易に罷工同盟をなして發兌に差支あらしむるを以て之を待遇し制御するに頗る面倒を極めたり。次には新聞社の招に應じて探訪者を勤むる者は皆下流の人物なりければ隨て其言行も良しからず官省の衙門にて忌嫌はれ賤奴の如くに對遇せられ世間に於ても亦然り故に其探訪の報道には謬説のみ多くて信を置に足るべきの材料を得るに苦しむたり、而して少しく學問あり身分あるものは探訪たるを屑とせずして招に應ぜざれば余は勿論その他の記者の如きも自から探訪の勞を執りたりき然れども其の記者も亦た少數の人員なれば力及はざるか爲に探訪者の報道通信の中に就て是は事實相違なかるべしと思考する材料を擇びて記載したるに其發行の後に至り諸方より正誤を要求せられ又は論責せらるゝと大抵毎日の如くにて實に辟易の限なりき、加ふるに其新聞の發賣高も今日

に比ぶれば僅少にて其取次の如きは支拂を怠るもの多くして貸倒れの爲に利益の大半を奪ひ去られ會計は出納相償はざるの嘆ありき。幸に新聞紙代價の高直なりしと編輯探訪入費の少なりしとにて漸く之を補ひ以て前途旺盛の運に到るを得たりしなり。然るに明治八年に至りて諸新聞紙條例及び讒謗律の法制に會して諸新聞紙は實に一大痛撃を感じたりき。尤も當時の新聞紙の中には殊には雜誌の中には言論の放恣暴戾なる其極度に達したるものも多かりければ斯る法制に會へるも其招く所なりと雖も余が如き及び余が常に畏敬したる諸記者の如き言責を重んじたる名士に取りては太だ迷惑千萬なる情勢と成れり。凡そ原動あれば必らず反動あるが勢の數なるが故に放言横議の原動は條例制定の反動を招き其の條例制定は再び又これに抗議するの反動を招きたり、當時諸記者は思らく筆を揮つて十分に論辯したらんには政府も此條例の過嚴なるを省みて假令全廢せざる迄も幾分の改正を加へて寛裕たらしむべしと、斯く思ひたるに由て頻に此條例を論じたるに法律の初めて行はるゝ時は水の出端の如き勢のものなりと云へるが如く其記者は言へば輒ち問はれて諸名士の禁獄罰金の禍に罹れる陸續と

して其腫を接したりき。當時の新聞紙條例は窮屈はいかにも窮屈なりしに相違なかりき。余も亦實に其窮屈を覺えたる一人なりき、然れどもいかに窮屈なればとて余輩が筆が鐵鎖に繋がれて密室に監禁せられたるにはあらず文章の趣意を婉曲に廻らし用語の穩和なるを擇び迂回の筆を巧にして其裏面より潜行せんには此條例ありと雖ども何んぞ余が時事を論ずるの自在を控制する事を得んや余は敢て左までの窮屈を新聞紙條例に感ぜざるなりとは余が其時の放言にして其窮屈を忍びたりしは其實困難中の困難なりき

將た讒謗律は人身保護の城壁なり凡そ他人の私行私事を許きて世に公にするは君子の耻る所なり故に新聞紙條例に抵觸して禍に罹らんは是非なけれども讒謗律は決して犯すと勿れ是れに罹らば君子の徳を失ふものぞと柳北鋤雲の二氏と余とが相俱に誠しめたる所にして與に之を恪守したりき。是れ當時新聞紙條例違反者の多きに似ずして讒謗を以て問はれたる者の重立たる新聞紙に少かりし所以なりき。現に當時の重立たる新聞紙を披閱せよ何の紙上にも罵詈の惡徳文章は決して之を見ず堂々侃々意見を闡

はするの時と雖ども當然の禮讓は相互に文章の上に守つたるなり今日の新聞紙の如く野郎の罵言を以て毎日の紙上を填むるが如きは絶て當時に見ざりし所なりき。要するに此頃までは記者が往昔の武士根性を存して言語文章の躰段を重んじたりしに由ると雖ども抑もまた未だ政黨の軋轢なかりしに付き公論に私意を挟むの悪習を化成せざりしが故なりし歟

斯の如く新聞紙條例に會ひて困難に陥つたれども新聞紙の勢力は益々旺盛に赴きたり而して諸記者の文章は此險巖の障碍に遭ひたるが爲に各々刻苦して迂餘曲折の妙を自得したりければ我國の文章には一種言ふ可からざる裏觀謎章の新面を現出するに至れり。余が如き其初は單刀直入の論文をのみ書たる拙手が幾分か此味を解したるも蓋し當時新聞紙條例の賜なりきと云ふべし然らば則ち新聞紙條例は冥々裏に於て我文章の發達を呼起したるものなれば逆縁ながらも意外の成績を見たりと云ふべき歟

○新聞記者并に校正の事

余が東京日々新聞を主宰せし初に於て第一に注意したるは即ち執筆の記者に其人を得

るに在りき。幸に該新聞には余が入社の前よりして文壇の老将と聞えたる岸田吟香氏を聘して専ら記事の任に當らしめられたれば余は社説等の論文を主として傍ら翁を助けたり、氏が記事の文章に巧みなるは余が夙に敬服して措かざる所なりしが俱に机を並べて日々筆を執るに至りて余は益々其老手なるを讚嘆したり、蓋し氏の才學を以てすれば時事に關しては是非を判別するの明あり經綸を議論するの識ありと雖ども韜晦自ら喜びて敢て之を口にし之を筆にするを好まず談笑の間曾て政局の變動を知らず時勢の遷移に感せざる者の如くなれば知らざる者は氏を目して時事に迂遠なる人の如くに見做し現に該社中の輩も左は思ひたるなり、然るに氏が筆を執りて日々の事を記するに當りてや其判別は隱然として文中に顯はれ加ふるに諧謔の語を以て諷刺を寓するの妙なるは常人の企て及ぶ所にあらず、爾のみならず記事の精密巧緻なるは恰も歐洲風の體にて自ら一種の文法を備へたれば余が外友某が氏の文章はリットシの壯麗と、ハハの活快とを合せ有したるに似たりと評したるも適當なりと云ふべし、讀者もし當時氏が日々新聞に載せたる記文を讀まば思ひ半に過る所あるべし。次には、浦喜山景雄氏

ありて同じく記事を掌れり此人また文章に巧みにして最も簡潔なりき、斯く文壇の兩將ありて雜報欄内は常に文苑の華を咲せたりしが景翁は其後明治十三年に至りて歿し吟翁も亦腦病の爲に執筆を廢せられたるは残念なりき

(年々多し)

社中にて余が特に其文才の俊雋なるに感服して其他日大文章家たるべきを豫言したるは末松謙澄氏なり、時に氏は一少年書生を以て社に入りて筆を採りたるが其豪宕にして精緻なるは蓋し生れながらにして文才を得たる者と云ふべし日々新聞の世に稱讃せられたるは氏の力亦與りて其多に居れり。其他久保田貫一山邊勇輔伊藤卓三塚原端宮崎璋三岡本武雄關直彦の諸氏みな前後我社にありて各々議論記叙に其才を顯はしたりければ一時は俊秀の淵藪とも世間に認められたりき。然るに今日より顧れば其中にて今以て巍然として筆を執り新聞に従事するは獨り塚原一人あるのみ

要するに明治七八年より十二三年の頃までは凡そ仕途又は世路に攀援なき俊才は概ね各新聞社に身を寄せて以て其才學議論を世に知らるゝの場となしたりければ新聞記者は實に一の登龍門とも見做なされたり而して意見を當世に知られんと望める論者も亦

新聞紙を以て其地を成さんとは冀ひたり。是れ新聞紙が數年の間に於て非常の發達を爲したる所以の一なる歟

然るに新聞紙發兌に付て余が始終満足を得ると能はずして常に不平に堪へざりしは校正の一事なりき、折角に骨折て書たる文章も翌朝に至りて之を閲すれば校正の爲に誤られて其意を失へると比々にてありき、尤も平常の著述の如くに原稿を丁寧に書き誤字脱字なき様にして印刷に附し又その上に自から校正したらんには左までの誤謬はなかるべきが時間に急がれて筆を下し原稿の疎漏なるが上に校正も亦同じく急がれて校正するが故に書籍出版と同日には論す可からざれども去ては校正の悪きには辟易したり、當時各社とも豊給の報酬を以て大家先生を聘して以て校正の任に當らしめなば校正の精なるは必然なりしと雖も奈何せん新聞社財政の許さざる所なりしを以て其事も行はれず、依て余は自己の受用額を割きて補助に充て市川清流氏を聘して校正主任と爲したるに流石に清流氏が社に在りし間は稍々校正の宜きを得たりしが氏も其煩劇に堪兼てや一年の後に退社したりければ校正は再び舊の疎漏に復して余を困却せしめ

たり。余は當時屢々校正者に諭して凡そ校正をなすに當り原稿の意味の通せざる所は之に訂正を加へ用字を正し假名遣をも改め以て其文章を完全せしむる是を第一とす。次に原稿の通りさへ印刷せしむれば乃ち可なりとして謹直に原稿を墨守して更に其誤謬を訂正せざる是を第二とす。己れが聊ばかりの文學に誇りて妄りに訂正を加へ却て原稿の意を害するに至る是を最下等とす。第一は逆も得安からざれば余は第二の校正にて満足すべきも動もすれば第三の校正あるには閉口なりと云ひたれども校正者は大抵これを覺らずして自ら第一に居る積にて殊を弄したるには困り切たるなり。余は一日曾て校正の悪しきが腹立しき餘りに校正可畏焉知殊筆之不如墨也四回五回而無訂焉斯亦不足恃也已と紙に大書して校正擔當者が机を並べたる傍の壁に貼付け置きたれども彼輩は一向平氣なるものなりき。其後馬琴が著書を閲したるに其緒言の中にも淨書と校正の疎漏なるを憤りて彼また夢にだも草稿を見ずと書たるを見たり、左れば雖も校正には困つたるものと思はれたり、但し今日の諸新聞雜誌の校正は一躰に進みて往時に比ぶれば稍々宜しき方に向ひたるが如し

○新聞營業に利益ありし事

其頃は諸新聞社とも記者の機嫌を取るには其社主は大に苦心したるが如し。蓋し各社とも其資本主にて營業の損得に當る者は自から筆を執りて文壇に立つ程の人物にはあらで概ね皆尋常の俗物の中にて少し毛色の變りたる輩なりしのみ。然るに其記者は皆月給何程と云ふ約束にて聘せられ編輯事務を擔當せるに付き其社の營業事務は固より與り知らざる所にして無責任なれば恰も雇主と被雇者との如き關係なりし、去れども其記者先生等は盡く大家學者にて見識は富士の山よりも高く中々氣隨我儘なり若資本主たる社主が喙を紙上の可否に容るゝ事あれば將軍勝に臨みては君命も奉せざる所あり編輯の事は我等その全權を委任せられたる以上は足下が干渉すべき所にあらず然るを不満なりとあらば我等硯を毀ち筆を焚て直に此社を去らんのみと脅迫して時として其同盟罷工を行たる事もありしなれば社主は惴々焉として其機嫌を損ぬざる様以待遇し或は臨時に贈與を爲し或は春秋に禮應を爲して其歡心を失はざるに專意なりしは猶劇場座主が名優に於けるに異ならずき、而して其社の營業に至りては記者は恬然と

して損益の事は君請ふ是を會計に問ふと云ふが如き風にて更に貪著する所なかりき。斯る情勢なりければ其新聞紙賣れざれば固より損毛なり偶々賣れても社主資本主は記者の爲に出費多くして往々出納相償ふ事を得ざるの状ありき。日報社は初より此に鑒る所ありければ余が入社の時より其營業の組織を改革して合資會社となし余が第一の出金主にて社長となり營業事務も編輯事務も一人にて其主權を握り現に編輯局にては常に主位を占めたり是に由りて編輯記者と會計主任者との間に軋轢も無くて圓滑に行はれ其上に記者諸氏は前後みな方正淡泊の人のみなりければ他の諸社の如き葛藤は十年間曾て一度も起たる事なかりき。然れども是と同時に余は紙面の改良と擴張とに熱心して頻に之を勉めたるが故に會計員并に合資人は往々其配當の減ずるに不平を鳴らしたれども余が事情云々なりと開陳するを聞き實際業務の繁榮に赴くを目撃しては強て異論も無く悉く余が見込の通りに行はしめたりき。されば余が新聞紙を主宰せる間にて尤も得意の境界は明治八年より十四年の央までなりし。此頃の新聞事務は之を今日に比ぶれば其悠々たりしと同日の論にあらざ、記者は大抵

午前十一時頃までに出頭して中外の諸新聞を読み寄書及び通信を閲して或は之を採萃し或は書直して余に示し(或は示すに及ばずして)活版に交付す、午後に至れば探訪者歸り來りて官省の布告布達および官員の任免等を報じ又は其警視廳及び諸警察署等に得たる日常の報告を謄寫し來り又は世間にて聞取たる諸事を書きて記者に出せば記者は同じく之を取捨して活版に交付するの例なりしを以て四欄の新聞紙なれば其二欄は大抵午後四時には活版を組畢りて六時頃より其印刷に取掛り、残り二欄は午後六時には其草稿を交付し畢り八時には印刷に掛るを得たりき。是に由て記者の中にて輪番を定めて其人を殘し置き其餘は六時前後に退社したり(残り番の人とても遅くも九時には退社したり)偶々非常の事ありども記者が徹夜したる事は一年に一回あるか無しと云ふ位なりき

探訪とても亦別に異常の人物を要せしに非ず曲りなりに字が書けて人の云ふ事を一通り聞分る事さへ出來れば其任を務むるに差支なく其給料の如きも十五六圓より七八圓までの間に在りしが故に其報道し得る事柄も先づ取るに足らざる事のみ多かりき。さ

れば彼輩の力に及ばざる事柄は記者が自から其探訪をなして筆を採りたるなり。海外の電報はケーブル通信を横濱の洋字新聞より譯出し内地の電報は諸官省より傳聞して其用に充てたる程なれば其編輯費は各社とも之を今日に比ぶれば頗る少額にて事足りにき然れども發兌の紙數も亦今日に比ぶれば少額なりき日々新聞の如き余が主宰してより尤も多數の發兌なりと稱したれども明治八九年の間は七千八千の間に止まり十年西南の戦争にて一萬の上に昇り十三年の末より十四年の末には一萬二千に進たるが余が社長たりし間の頂上にてありき。但し其代價は東京日々新聞(四頁の時に)一ヶ月七十錢(八頁の時に至りて)八十五錢を定價としたりければ其利益の多きは今日に幾倍したり他の諸社とても亦同様にして實は其利益の多きが爲に同業も増加し隨つて低價の競争をも他日に招きたりしなり。

○政府の機關たらんと冀望したる事

余が東京日々新聞を主宰したる初より世間に於ては日々新聞を見て御用新聞なり政府新聞なりと評したるは既に前に演へたるが如し。余も亦實に初より政府新聞たり御用

新聞たらん事を冀ひたりしなり。太政官記事御用の名稱を得て看板を掲げたりしも其下心ありての事なりき。由て余は編輯の暇には勉めて内閣諸公の許に伺候して其意見を叩き其方針をも承はりしと雖ども、第一には内閣諸公は其意見の新聞紙に上りて世間に漏るゝを嫌ひて其真情を吐露せらるゝと太た稀なりき。次には今日の如く施政方針を公示するの必要なければ新聞記者たる余に語らるべき閑談と云ふ程のもの皆無の如き有様なりき。次には偶々胸襟を開きて時事を談せられたる伊藤伯井上伯の如きがあらはせしと雖ども是とも其一人一個の高説にて敢て内閣の議と云ふには非ずされば其高説の内閣に行はれずして施政の却て之に異なるを見たる事もありき。

斯る次第なりしが故に余は知己を辱くしたる諸公に對ひて屢々此事を具陳し凡そ政府の發令は我新聞紙を以て直接に公布せらるべし政府の趣意は我新聞紙を以て間接に明示せらるべしと望み、他の諸新聞紙の我に反對せるものも亦同じく是を望みたれども、右の事情ゆゑに政府は容易に余が冀望を容れて政府新聞となし御用新聞と爲す事を肯せざりしなり。是に於てか當初余が在廷諸公と同一の主義を執て論壇に臨みたるに拘

らず政府の施政と余が言論とは往々其方向を殊にし始終東京日々新聞の所論は余が個人の議論にて更に政府の趣意を表するものに非ざるの結果を生じたりければ幾もなくして余は當初の冀望を棄て専ら余一人の是認する所を是執して以て獨立の實を全くしたるなり。試に當初より十四年上半に至りし迄の日々新聞を採て參觀あらば余が如何に時事を論じたる乎また政府の施行せる所と余が論じたる所とが如何に背馳したる乎は太だ明瞭なりとす

○内閣諸公と疎遠なりし事

明治十四年は實に新聞紙に一大革新を興へたる年にてありき、是は獨り東京日々新聞のみに非ず諸新聞紙みな此劫敷に罹りたるなり。是より先き余は前章に述べたる如く東京日々新聞を以て政府の機關となさんと冀ひ頻に其事に盡力したれども其事更に行はれざりければ余も漸く退屈の思を爲して内閣諸公に伺候して其高説を聴くに飽きて自から疎遠に成行たり、而して政府の状況を視れば諸公が各自みな更進の大志を抱懐せるにも似ず百事なほ依然として情實の實となりて決然たる革新の跡あるを見ず、斯

る因循苟且に流れたる政府の機關たらんは甚以て面白からず未だ其機關とならざることを今は却て幸なれいざ去らば是よりして在廷諸公の主義の何を顧みず余は余の所見をば斟酌なく開陳して以て是非を輿論に質すべし假令その所見にして諸公と相合はざるも何かあらん當初よりは是執したる漸進主義にさへ戻る事なくんば決して憚る所あるべからずと思ひ定めたりければ是よりして凡そ政府の施設にして余が心服せざる所あるに會へば益々直筆して之を是非するに憚からざりしなり、但し其頃民權論者を以て自ら任じたる諸新聞紙の如く事物の是非得失を問はず苟も政府の所爲とさへ云へば何事にもわれ強て之に反對するを以て自ら得意とせるが如きは余が初より認めて以て卑劣としたる所なれば余は此際に至りても敢て其態に倣ふ事なく是とすべきは之を是とし非とすべきは之を非として専ら冷血的に觀察を下し公平の意見を持せんと勉めたりき。斯りしかば世間は余を見て漸く在廷諸公に背きたるが如くに評し甚しきは激烈なる民權論に左袒するの端倪を露はせるが如く誤認じて余を其夥伴に歓迎せんと欲するの状あるに至れり、然れども余が中心敢て然らざりしは當時余が紙上に顯はれたる時

論を以て之を知るに餘あるべし

已にして内閣の施政は日々に遅緩し開拓使官有物拂下一條の說あるに至りて余は實に在廷諸公に望を失ひたり、諸公みな是れ不世出の英雄なるに何故に政府をして斯の如き狀況に在らしめて是を傍觀せらるるか、此狀にては余が年來諸公に望を屬したるも徒爲にてありけるよな好じさらば余は余が一個の筆を以て大に國家の爲に試る所あるべきぞと決心し事もし過たは余が一身は云ふも更なり我一社をも擧て犠牲に供するの覺悟にて大に時事の非なるを論じ到底この時勢に及びては速かに憲法を制定せられ國會を開設せらるゝに非ざれば今日の敗類を收拾して國家を安全ならしむるを得ずと議し是を將て唯一の治安策と確信して切論したりしに世論は大に是に同意を表したるが如くなりき。而して東京日々新聞が余の主宰中に尤も旺盛を極めたりしも亦實に此時にありき

○日報社の組織を變更したる事

既にして十四年の十月の初に至り余は伊藤伯ちよび井上伯に伺候して其談論を聞き諸

公に於ても果して大に謀らるゝ所あるを推知し更に一綫の望を繋ぎたりしに果せる哉其月の十四日に至りて國會開設の大詔を煥發せ玉ひて余が年來の冀望は先づ此時にて之を達するを得たり。其後この大詔の趣意に付き余は伊藤伯に見えて其説明を請ひたるに伯は平素の好意を以て余が爲に十分なる説明を與へたる後に余に向て足下は此大詔に満足したるや否を偶然に問はせたり余は謹で對て明治廿三年は遅きに過るに似たり。僕は大隈君の如く十六年を期して開設せよと望む程の急激論者には候はれども明治廿年には其準備必らず行届くべしと信じ候ふなり。但し我國未曾有の國會をば愈々開設すべしと御英斷あらせ玉ふ上は廿三年が廿五年にても其遲速は敢て問ふ所に候はず。况や廿三年の期は恐多くも御聖斷に出させ玉へりと承はつて候へば謹で悦び畏り奉つて候ふなり。次に憲法に付ては僕は原來憲法會議を設けられて國定憲法たらん事を望める者で候ふなるが是ども欽定憲法の敝念にて御座します以上は畏し兎角申し奉るべきに非ず臣手の本分體で其欽定を待ち奉り是に服従するに寸毫の異議は有べくも候はずと申したりければ。伊藤伯は足下眞に其心底にてあらば全く我等と同

論なりと宣ひたり。此事は獨り伊藤伯のみならず其後井上伯山縣伯の諸公へも余の意を陳述し事正に此に及び玉ふ以上は更に諸公に従つて同じ進路に就べしとは望みたりしなり

此時に當りてや世上を視れば自由黨は板垣君を首領に仰ぎて漸く政黨の旗幟を掲げ大隈伯は一方に立て將に改進黨を組織せられんとす、兩黨いづれも政府の方針に満足せざるの色ありて隱然内閣を敵視するの勢を徴したり。而して東京の諸新聞紙を遍く視れば大抵みな急進論と民主説とを主張して云く憲法は國定憲法たるべし民約憲法たるべし、云く廿三年の開期は遅緩なり宜く之を急にすべし云く國會を開設すれば主權は國會と君主の間におり云く國會は萬能力を有して制限なき大權の根源なれば君主の權も此根源より分流するものなりと云々して其所説は民主制の上に帝冕の飾を戴くを以て真正なる立憲君主制の本色なりと云ふに歸着するに至れり

余は原來忠孝主義の教育を幼少より受て成業したる學人なり歴史上の觀察に養はれて急激の革新を是とせざる論者なり、成童の頃よりして少く洋書を讀み早く海外に遊び

たるにて大に自由改進黨の説を喜び盛に論議を上下したりと雖とも暴進と保守とは孰れか。急進と漸進とは孰れか。民主制と君主制とは孰れかと比較して問ひ來れば余は寧ろ保守漸進君主制を執るの政論者なりとは自らよく之を知る者なり。然るに世上の議論を聞き殊に諸新聞の皆概ね暴進急進を專として民主々義にのみ傾向するに會ひ悚然として懼れ思へらく斯の如くして其進行するに放任し是を矯直するもの無くば世論は非常に激烈なる民主々義に化せられて遂に明治廿三年に至らば立憲君主制の本色と柄盤相容れざるの衝突を見るに及ばんは必定なり今に當りて之を矯直するの任は余不敏なりと雖とも是に當らんと我力をも測らずして大膽にも此重任を負荷せんと決心したり、扱これを實行するには恃む所は東京日々新聞なれば其紙上を余が思ふ存分に其事の自由を得が第一手段なるに奈何せん當時日々新聞刊行の日報社は合資組織にて其株主は十餘人より成立ち或は専ら營利的の趣意にて出金したるもあり若し其營業の盛衰にも拘らずして余が思ふ儘に編輯せば忽に株主中に議論を起し余が社長を奪ふに至らんは有得べき事柄なり然らば則ち先づ日報社合資の組織を變更して基礎を固むると

肝腎なりと考へたりければ余は一方に於ては余が知己の豪富にして世に志ある諸人を説き七萬圓の株金を集め一方に於ては從來の株主を説きて其株を一應盡く余の手許に買入れ新集の七萬圓を以て更に新株主に更變したりき（此株主更變に付き集めたるを見て其内情を知らざる者は余が政府より拾萬圓の贈與を密に得たりと思ひ誤り余を認ふるに拾萬圓を内閣より奪ひ取たりと議して諸新聞紙にても其事を喋々したり、或日日報社の店頭に来り是を福地に渡し呉れよと云ひ置て一個の小さき紙包を托し去りたる者あり余は受て之を披き見たれば一の笹折の上に金拾萬圓と大書し其折の内には焼芋と牡丹餅を入れてありき。是は薩摩芋と萩と云へる謎と思はれたり、以て當時世上が如何に余を目したるかを知るに足れり）

斯て余は日報社の組織を一變し凡そ日々新聞は實著なる漸進主義を確持し世論の風潮を顧みずして往進すべし其利益の増減多少は株主が決して問ふ所に非ずと株主總幹の決議を成し其議論の操縦は擧て之を余に任せたりき

○帝政黨起仆の事

事已に此に至るからは更に一步を進み前途政府と同一の主義を執る以上は内閣の爲に其機關となり公然たる官報たらんに若かずと考へて余は實に此事を在廷諸公に望みたり、諸公は余が日々新聞を以て内閣と同一の方針に就かん事は固より其望なりけれども直に日々新聞を以て官報となし内閣の機關とする事は之を確乎と約諾せらるゝと能はざりき、然れども内閣機關の官報たるは余が初一念なりければ余は諸公が重諾の勇あるを信して輕忽にも日々新聞を以て其用に供せんと望みて之を實際に試みたるに由り、内實は日々新聞は未だ内閣機關たるに至らざるに外部に於ては恰も余が所説は内閣の意見の如くに認められて余も再び迷惑したりしが内閣も亦再び幾分の迷惑をせられたりき

既にして十五年の春に至りて彼の自由黨も改進黨も其旗幟を分明に樹て以て民權民主の趣旨を世に發表し頻に世論の同意を促したりければ世論の靡然として之に應じたるは恰も火を原を放ちたるが如きの勢なりき。此時に際し明治日報に丸山作樂氏あり東洋新報に水野寅次郎氏あり二氏共に政府に縁ありて前進相尋て其新聞紙を東京に發兌

して概ね余と其主義を同くし又大坂には西川甫羽田恭輔の二氏ありて新に大東日報を
 發兌し是亦同主義たり、余は既に急進論民主説を敵として新聞紙文壇に争ふ以上は敵
 にして演説せば我も亦演説すべし政黨を組織せば我も亦政黨を組織すべし我主義の爲
 には一步も譲る所あるべからずとて乃ち丸山水野の兩氏に詢り東京に於て立憲帝政黨
 を組織し其の主義綱領を發表して諸方の同志に頒布し其年の五月を以て大會を西京に
 開きたるに九州四國中國奥羽より其總代を出して會せしめ其數五百人以上に及び頗る
 前途に望あるの迹を示したりき。然るに政府に於ては此帝政黨を世間にて政府黨と認
 めたるを愛ひられたるにや内閣は政黨の外に超然たる者なれば足下等の政黨組織は政
 府の意に非ず但速に解散するを是なりとす若し其黨を維持するに於ては政府は足下等
 の同行を謝絶すべしとの内意を傳へられたり。是に於てか同志中にて議論沸騰し甚し
 きは寧ろ内閣に謝絶せらるゝとも國家前途の爲を慮らば此帝政黨を繼續せざる可から
 ずと云ふ議もありて余の如きは其一人なりしかども其多數は解散に歸したるを以て余
 も亦奈何とも爲すと能はずして終に解散の厄を俱にしたり、而して余が世間の爲に強

嘲せられて信用を墜し隨つて余が主筆の日々新聞が不振の色を顯はしたるも此帝政黨
 の忽起忽仆に原因したるを知るなり。是れ余が政黨の組織に關して内閣の意向をも察
 せずして輕忽に事を擧げたるの過なりと雖ども然れども君主々義を此狂瀾怒濤の間に
 維持したるは全く幾分の効なしとせざるなり

○主權論苦戰の事

斯て余は漸進の主義を則とりて時事を論せしが其中にも尤も苦戰の思を成たるは主權
 論の問題にてありき。余は當初よりして君主國の主權は其獨裁政治たる立憲政治た
 るに論なく主權は常に君主に在りて信したれば偶々主權問題の起れるに當りて此説
 を公にし世論は之に異議なかるべしと思ひたりしに何ぞ計らんや我東京府下の諸新聞
 紙は筆を走らせ文を重ねて盡く余が所見を攻撃して數日ならずして幾と天下皆敵たる
 の状態を呈したり。余は是迄の實驗に於て論敵に圍まれ孤城に嬰守するの地位に立ち
 たると屢々なりければ平常に在りては斯る場合も敢て意に關せず論難辯駁に敵多けれ
 ば益と銳氣を加ふるの風あるに自負したりしに此主權論の敵多かりしには實に愕然の

想を爲したりき。是れ畢竟此般の問題に付きて我日本帝國に於ては決して異議の起るべき道理あるべからずと深く信したるに事全く豫期に反して意外に出たるが故なりき。而して其反對論の主説たる曰く立憲國の主權は議院に在り曰く主權は君主と議院の間に在り曰く主權は萬能力にして制限を受るものに非ず曰く君主は主權の一部を分有するに止まるものなりと其言ふ所は各々見る所を殊にしたりと雖ども要するに主權在君主説は獨裁の事なり立憲の事に非ざるなりと云ふに至りては其意を同くして以て交々余が所説と論駁し粉塵になさんと欲する迄の勢に至りき。然れども余は此主權在君主説に於ては初より深く心に信し斯の如くならざれば我帝國の安全を不窮に謀る可からずと思ひ込たるが故に巍然として論難の衝に當りしが扱外邦政治學者の所説如何と諸書を開して以て我説の應援を覓めたるに残念なるかな余が平素敬服の心を置たる英米諸大家の説は概皆余が所説に異なりて却て反對の論趣のみなれば燭を以て晷に繼きて旁羅せる書籍は全く余に利あらずして空く敵の兵器彈藥たりき。余も是に至りて頗る落膽して色を失ひたり外には勁敵合縱して頻に迫り内には軍師參謀みな余に背き

て款を敵に通したるなれば此上は兇を脱て論敵の陣門に降参するか但しは彈盡き刀折れて戦死するか二者其一を擇ばざるを得ざる迄に陥つたりき。おはれ余が獨逸文を讀得たらんには彼國大家の議論に余と同説の名論をも見出して敵を論倒するの材料にも爲さんものと思ひたれども其詮なし依て知己の諸氏に就て獨逸大家の所説は主權論に關しての如何なるやと質問したれども誰ありて明瞭なる説明を與る程の人なかりければ余は纔に渡邊安積關直彦の兩氏を友として零細の材料を英米の書中より蒐集して専ら防戦の具に供したれば今日より回顧すれば余が論據の當初に薄弱なりしは敢て怪しむに足らざるなり。此時に當りてや余が學友は往々余を目するに執拗を以てし或は余に説くに謬説を悔悟すべしと勸むるも又或ひは余が知己にして謬見に固着するを諫めたるもありしと雖ども余は飽まで深く心に信する所あれば假令此爲には東京日々新聞の愛讀者を失ひて廢刊するに至る迄も余が筆舌の存せん限りは此論を止むるを能はずと拒絶して更に進みて苦戦したりき。其後識者に會ひて其學説を叩きたるに同じ立憲政治の名義を冠りたる中にも君主制と議院制との二者あり英國の如きは議院制たる

が故に其主權の名は君主と議院に在りて其實は議院の統攬する所たれども議院制を行はざる立憲國に在りては主權の君主に在るは勿論なりと云ふ説を得て初めて豁然開通し、余が諸新聞紙と論したるや彼は議院制を主張し我は君主制を維持したるを以つて乃ち此説を公にして世論に向ひたりしに其時に至りては諸新聞紙は敢て鋭き反對説をも立てずして是を黙々に附し去つたり。然ば則ち其後我國の憲法制定せられて國家の大權は天皇陛下の統攬し玉へる所と明白に相成り一語半句の異論の天下に聞えざるものは是豈余が當初の主權論が全勝を制したるの實を示せるものに非ずや。余は此主權論に關しては聊か世に面目あるを覺ゆるなり。然れども當初の政府は斯る大問題の新聞紙上に起つたるも是を傍觀して恬として顧みざる恰も對岸の火災に於けるが如く廟堂省衙には學者論士雲の如く集まりたれども一人として力を余が苦戰に假す者もなく其冷然たるは氷の如くなりき

○官報發行之事

余は實に東京日々新聞を以て内閣の機關となし余が筆を以て其利用に供せんと切望し

たり。然るに當時の内閣諸公は概ね機關の用を覺らず偶々伊藤井上山縣の諸伯ありて之を覺り少く試みんと欲せられしも奈何せん政府の多數は機關を以て不必要なりとし或は余が此諸公に知を辱くせるを以て諸公が藉て以て余を利するの口實とするが如くに見做すに及ひたれば諸公は時機の到來するを俟たれ余も亦遠慮して切望を迫るとを成さざりき。且や當時政府多數の意見の新聞紙に於ける偏に消極的の方針を是とし新聞紙條例發行停止取消正誤等を実施すれば足れりとし更に積極的に新聞紙を利用する事を知らざりき。されば余が進みて内閣の機關たらんと望みたるも其の實は政府が敢て欲せざる所なりき。其後政府は何の必要を感じたるか俄に官報發行の議を内決せられたり余は此事を傳聞して大に驚き直に内閣諸公に謁し政府果して官報を必要なりとし玉はい宜しく東京日々新聞を以て官報とせらるべし僕が常に内閣の機關の必要を説きたるは即ち是なりと切論して求めたりしかども政府は之を納れずして自から別に官報局を設け義務購求の法を令したりければ憐むべし余が日々新聞は従前官省の公文を以て得たる數千の得意を官報に奪ひ去られて發行高を減殺せられたり余は官報の爲に

此厄難に罹べきを豫知したるを以て更に一步を退き政府に於て愈々官報を別に發行する事に決せられたらば實に印刷と賣捌とを擧て我日報社に委託せられよ其得益を以て我發行減殺の損耗を補償し度しと懇願し其豫約も整ひたるに政府は更に其豫約を廢して是を印刷局に托し自ら賣捌の事を行なはれたり。斯ては政府が余の新聞紙を保護するの好意は何にかある余は新聞紙上に於て政府と其方針を俱にすべしと具稟して政府は之を嘉諾したり、而して余は内閣の機關たらんと望むに當りては政府は依違して之を實行する事をなさず却て官報を以て其必要なる味方を箝めて氣勢を挫かしめたり、以て當時の内閣が新聞紙を利用するの智畧なかりしを知るに餘あるべし

○官吏の冷淡なりし事

斯る情勢なりければ余が當初には見事に輿論の一方面は某引受て働き政府と進路を俱にすべしと意氣込たりし氣勢も政府の處置の之と相應せざりければ孤掌は鳴るに由なくして残念ながら内閣の爲に其利用を謀ると能はず、世間よりは御用新聞なり政府の機關なりと見做されたるにも似ず寧も其實を奏するを得ざりき。然れ共當時もし政府

の官吏が懇篤の情を日々新聞に竭す事ありしならば猶幾分の効用を見たりしならんが其揃ひも揃ひて冷淡を極めたるは嘆息の至なりき。凡そ官吏の新聞紙に對するや歐洲諸國に於ても一雜事となし之を暗礁の間を航過するに喩たる程なれば我國の俗吏に向つて其十分ならん事を望むは難を責むるに似たれ共去ては其一躰に不親切なるにハ余も實に愛想を竭かしたるなり、偶々其省局の長官よりして差支なき程の事は聞かしめて可なりと令すれば機密の底までも打明けて顧慮する所なく何故に機密までも漏したる乎と呵責せらるれば寸毫も差支なき事をも口を鉗して聞かしめず。果は余が訪問を以て煩しき事に思ひ勉めて余を避る様には爲したりき、されば余が社員如きも同様に新聞社員と云へば左ながら厄病神の如くに思ひ做されたりき、其中にても流石に伊藤山縣井上の諸公は毫もさる色なく訪問する毎に引見して懇話昔時の如くなりしも其僚屬に至りては余が朋友の外は概ね皆日々新聞の故を以て冷淡を極むるを常とせり。而して官省の公文を初として諸般の公報を得るに際して余は實に政府が日々新聞には特別の取扱を與へ他の諸新聞に聞かしめざる材料をも日々新聞にのみ交

附あらん事を請求したる數回に及べり、然るに政府は諸新聞の攻撃を懸念して公平の取扱を口實とし日々新聞として特別の取扱を興ふ可からずとて余が請求を斥けたりき。夫れ政府と方針を俱にして政府の利用を謀らんとするの新聞紙に對しては政府は之に保護する所なかるべからず特別の取扱を以て其新聞に利益を得せしむるが即ち眞の保護とも云ふべきものなるに彼は公平説を將て請求を斥けたるが故に詰り敵も味方も一視して其差別なきは是豈眞の公平ならんや

次に又驚きたるは官吏が味方の新聞を購求せざりし事なり凡そ新聞紙の勢力は其發行高の多少に由り發行最多數の新聞が最勢力を有するは論を俟たずして知るべきなり。當時東京に日刊の新聞紙十餘種ありしと雖も概ね皆内閣と方針を殊にしたる政論を主張せる者のみにして其方針を同くせる者は唯一の日々新聞のみなりき、然らば則ち官吏たるものは政府の爲に内閣の爲に日々新聞發行の盛ならん事を冀ひ是を購求して其勢力を助け長せしむるは當然の心得ならずや、余は此説を以て官吏を説き購求を望みたれども彼輩は官報購讀の義務あるが上に日々新聞までも購求せられては迷惑を重

ぬるなりとて之に應せざるもののみ多かりき、蓋し彼輩は日々新聞は政府の事を無暗には悪ざまに云はぬ故に購讀せずとも安心なり他の新聞紙は兎角に政府を攻撃するに付き一讀し置かでは相成らずとて我を顧慮せざりしが如し、是なん所謂敵負の引倒にて余をして一層の困難を感せしめたるなり、現に明治十八年の春初に際し得意の名簿を檢査して官報發行前に比較したりしに官吏の得意は十分の四強を減し却て反對の政論者に於ては十分の三弱を増したりき

○新聞紙斷念の事

既にして伊藤伯總理大臣と成られたるに及びて内閣は超然として政黨の外に立つの方針を立られたりければ余が新聞を將て政府と俱にするの目的は全たく徒爲に屬したりき。政黨内閣の事こそ余は不可なりとすれ國會開設の曉には政黨は決して之を絶無ならしむべかずと知らば内閣は假令諸公自から政黨に加はらざる迄も政友を多く有して常に多數を議院に制するを肝要なる、然らば則ち内閣は其機關の新聞紙を以て其意見を世に示し政友を我味方に附くと尤も必要なりと云ふが余の素論にして伊藤伯の内閣

は○必○定○こ○の○準○備○に○着○手○せ○ら○る○へ○し○と○豫○期○し○た○り○し○に○超○然○主○義○な○り○と○聞○え○た○る○上○は○政○友○
を○廣○く○天○下○に○求○め○多○數○を○得○る○の○用○意○も○亦○俱○に○其○望○ま○さ○る○所○の○如○く○に○思○は○れ○た○り○き○

此○時○に○際○し○て○や○日○々○新○聞○は○御○用○新○聞○の○名○の○み○益○々○盛○に○し○て○更○に○政○府○の○機○關○た○る○實○も○無○
く○其○發○行○高○の○如○き○も○明○治○十○二○三○年○に○比○す○れ○ば○三○割○も○減○じ○て○漸○く○生○氣○を○失○ひ○加○ふ○る○に○、
余○が○論○鋒○も○自○か○ら○事○情○に○牽○掣○せ○ら○れ○て○縱○横○自○在○を○失○ひ○た○る○數○年○に○涉○り○た○れ○ば○世○上○の○愛○
讀○を○得○る○と○復○昔○日○の○如○く○な○ら○ず○、○但○し○余○に○し○て○功○名○の○一○念○に○馳○騁○せ○ば○此○時○を○以○て○俄○然○
議○論○の○面○目○を○一○變○し○て○手○を○改○進○自○由○の○諸○黨○に○連○ね○政○府○を○敵○と○し○て○論○壇○に○立○た○ん○と○時○機○
敢○て○晚○き○に○は○あ○ら○ざ○り○き○、○然○る○時○は○余○が○餘○勇○の○猶○一○隅○に○偏○安○す○る○に○足○れ○る○を○知○つ○た○る○
な○り○、○然○れ○ど○も○一○身○の○名○利○の○爲○に○平○素○の○持○論○に○戻○り○年○來○の○知○己○に○背○か○ん○は○余○が○心○に○屑○
と○せ○ざ○り○し○所○な○れ○ば○此○場○合○に○至○り○て○は○寧○ろ○我○身○を○論○壇○よ○り○退○く○に○若○か○ず○と○覺○り○乃○ち○明○
治○廿○年○を○以○て○日○々○新○聞○日○報○社○長○を○關○直○彦○氏○に○讓○り○て○退○隱○し○再○び○筆○を○政○治○論○に○染○め○ず○と○
心○に○誓○ひ○て○退○き○たり○、○其○後○は○不○幸○に○し○て○家○道○も○衰○へ○た○れ○ば○益○々○政○治○界○に○念○を○絶○ち○て○專○
ら○文○學○に○従○事○し○て○今○日○に○至○り○ぬ○

然○る○に○日○々○新○聞○は○其○後○又○再○び○社○主○を○轉○し○て○今○日○に○て○は○漸○く○政○府○の○機○關○た○る○が○如○き○趣○を○
爲○せ○る○に○似○た○り○、○而○し○て○余○と○共○に○筆○硯○に○従○事○し○た○る○は○該○社○に○在○り○て○は○塚○原○靖○氏○一○人○の○
存○す○る○の○み○氏○が○文○章○の○巧○緻○な○る○は○今○日○に○至○り○て○益○々○其○伎○倆○を○進○め○た○り○、○其○餘○明○治○七○年○
よ○り○し○て○或○は○余○が○論○友○と○な○り○或○は○余○が○論○敵○と○な○り○た○る○諸○氏○の○榮○枯○盛○衰○を○歴○觀○す○れ○ば○恍○
と○し○て○夢○の○如○し○。○噫○せ○ま○じ○き○も○の○は○宮○仕○と○云○へ○る○が○如○く○せ○ま○じ○き○も○の○は○新○聞○記○者○な○
り○、○よ○く○こ○そ○余○は○思○ひ○切○た○り○け○れ○と○喜○び○な○が○ら○も○時○々○新○聞○紙○を○讀○む○毎○に○余○な○ら○ば○斯○は○
論○す○ま○じ○き○も○の○を○斯○ぞ○駁○撃○す○べ○き○も○の○を○と○妄○念○を○起○す○と○無○き○に○あ○ら○ず○、○然○れ○ど○も○是○れ○
煩○惱○の○未○だ○斷○さ○る○故○に○し○て○敢○て○脾○肉○の○肥○を○嘆○す○る○に○は○非○さ○る○な○り○。○要○す○る○に○今○日○の○諸○
新○聞○は○國○會○開○設○以○來○既○に○政○治○の○實○際○問○題○に○當○る○を○以○て○議○論○は○頗○る○精○確○に○進○み○立○旨○立案○
み○な○各○々○其○要○領○を○得○て○記○事○雜○報○寓○言○小○説○に○至○る○ま○で○實○に○銳○進○の○盛○を○呈○し○たり○其○論○鋒○と○
云○ひ○筆○力○と○云○ひ○余○が○如○き○老○書○生○の○敢○て○企○て○及○ぶ○所○に○あ○ら○ざ○る○な○り○

新聞紙實歷終

明治二十七年四月二日印刷
明治二十七年四月五日發行
明治二十七年十一月卅日再版印刷發行
明治二十八年十一月十五日三版印刷發行
明治三十年八月廿日四版印刷發行

版權所有

發行者

東京市京橋區日吉町四番地

渡邊為藏

印刷者

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

山本鉄次郎

印刷所

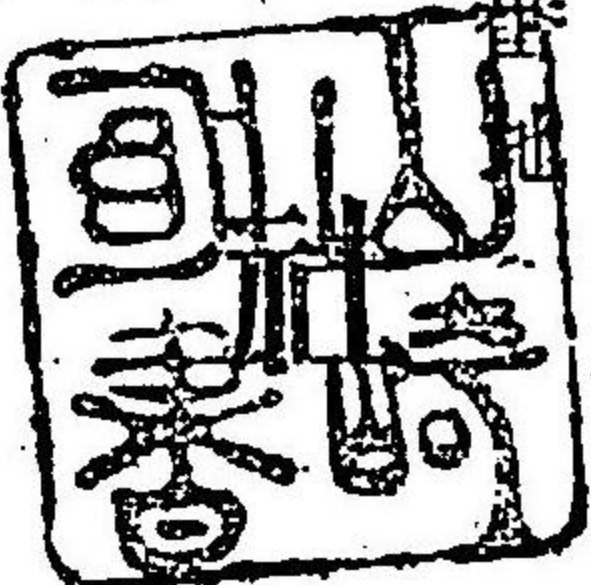
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

株式會社 秀英舍

發行所

東京市京橋區日吉町四番地

民友



◎民友社出版書籍目録◎

注 意

- (一) 民友社書籍雜誌は全國各賣捌所に毎發兌期日を誤らず發送す
- (二) 若し賣捌所に於て天災地變なくして賣捌かざる時は本社發送を怠るに非らずして其賣捌店に何等かの事故ありて發送を受け能はざるものと知らるべし
- (三) 斯る場合には本社へ前金を以て注文せらるれば必ず迅速に發送すべし
- (四) 注文は書名を明瞭に記送さるべし上中下又は第一第二等ある書籍は落ちなく之を記別せらるべし
- (五) 爲替振込み宛所は東京芝口郵便支局

(注意) 物價騰貴後の出版に係る書籍は卸賣直其以前の古版と多少の差違あり書名の頭に◎を付するものは高直の分に屬すこと知らるべし但し定價は無論各記載の通り異變なし

明治三十年八月改

東京々橋區
日吉町四番地

民友社

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

第九卷 第八卷 第七卷 第六卷 第五卷 第四卷 第三卷 第二卷 第一卷

哲學史變遷史 歷史學 經濟學 社會主義 現代之弊及其救濟 文明之弊及其救濟 教育 國家政治 世界經濟上之變動 十九世紀の大勢

平民叢書

○ ○ ○

號 號 號 外 外 外

清紫名 少式と 納家 言部庭

郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定
稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價
二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十
二 二 二 二 二 二 二 二 二
錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢 錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

郵定 郵定 郵定
稅價 稅價 稅價
二十 二十 二十
三 五
錢錢 錢錢 錢錢

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

第十卷 第九卷 第八卷 第七卷 第六卷 第五卷 第四卷 第三卷 第二卷 第一卷

家庭 婦人 社會 簡易 家庭 小兒 家庭 玩具 家庭 夏の家庭 家庭の和樂 家庭の遊戯 家庭の教育 家庭の衛生 家庭の整理 家庭の職業 家庭の理財 家庭の業務

家庭叢書

郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定
稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價
二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十
錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢

第十卷
 號外 白哲人種の前途
 號外 銀貨之過去現在未來
 責任 内閣

國民叢書

○ 德富猪一 著 進歩乎退歩乎
 ○ 德富猪一 著 人物管見
 ○ 德富猪一 著 青年と教育
 ○ 德富猪一 著 靜思餘錄
 ○ 德富猪一 著 天文學斷片
 ○ 德富猪一 著 然と人

○ 德富猪一 著 第一 靜思餘錄
 ○ 德富猪一 著 風 雲漫錄
 ○ 德富猪一 著 家 庭小訓
 ○ 德富猪一 著 經 世小策

世界叢書

○ 第一編 ダーウ井ルン
 ○ 第二編 鐵道王グーランド
 ○ 第三編 マゼラント

今世人物評傳叢書

郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價
 二十 二十 二十
 錢 錢 錢

郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價
 二十 四十 四十 四十 二十
 錢 錢 錢 錢 錢 錢

郵定 郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價 稅價
 二十 二十 四十 二十
 錢 錢 錢 錢

郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價
 四十 四十 四十
 錢 錢 錢

第一冊 第二冊 第三冊 第四冊 第五冊 第六冊
 フランクリンの少壯時代
 ケ
 コ
 ト
 一
 シ
 ヲ
 シ
 上
 下

第六卷 外

學 校 生 涯
 征 塵 餘 錄

少年傳記叢書

郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價
 二八 二十 二十 二十 二十 二十 二十
 二 二 五 二 二 二 二
 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢

郵定郵定
 稅價稅價
 二十二
 五 二
 錢錢錢錢

第一卷 第二卷 第三卷 第四卷 第五卷
 武 遠 本 市 職 技
 業

備 教 育 征 術 民 論
 朝 美 業
 業

青年叢書

第一編 第二編 第三編
 山 大 伊
 縣 限 藤 博
 有 重 文 朋

附渡邊國武○岡本柳之助
 附矢野文雄○大石正巳
 附伊東巳代治○末松謙澄

郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價
 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二
 二 二 二 二 二 二
 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢

郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價
 四二 四十 四十
 十 三 五
 錢錢 錢錢 錢錢

社會叢書

- 第一卷 海の日本人
- 第二卷 簡易生活
- 第三卷 娛樂俱樂部
- 第四卷 事務世界
- 第五卷 資本の活用
- 第六卷 學問の應用

十二文豪

- 平田久著 第一卷 カイライル

- 竹越與三郎著 第二卷 マコウレ
- 山路彌吉著 第三卷 萩生徂徠
- 宮崎八百吉著 第四卷 ラルヅナルス
- 高木伊作著 第五卷 ゲー
- 北村門太郎著 第六卷 エマルソン
- 塚越芳太郎著 第七卷 近松門左衛門
- 山路彌吉著 第八卷 新井白石
- 人見一太郎著 第九卷 ユーゴー
- 内田眞著 第十卷 ヨンソン
- 緒方維嶽著 第十一卷 シルレ

郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定
稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價
四十八	四十二	六十三	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八
錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢

郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定
稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價
四十八	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二
錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢

● 賴山陽 ● 瀧澤馬琴

第十一卷以下目次左の如し

國民小說

○	○	○	○	○	○	○	○
第	第	第	第	第	第	第	第
一	二	三	四	五	六	七	八
國	國	國	國	國	國	國	國
民	民	民	民	民	民	民	民
小	小	小	小	小	小	小	小
說	說	說	說	說	說	說	說

郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定
稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價
四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

雜書目錄

○	○	○	○	○	○	○	○
德富猪一	德富猪一	德富猪一	德富猪一	德富猪一	德富猪一	德富猪一	德富猪一
大	吉	新	今	歸	最	懷	懷
日	日	日	日	日	日	日	日
本	本	本	本	本	本	本	本
膨	田	之	名	子	暗	黑	黑
脹	松	青	家	宮	之	之	之
論	陰	年	文	崎	東	東	東
		日	鈔	八	京	京	京
		生	省	百	省	省	省
		日	日	吉	日	日	日
		年	年	著	年	年	年
		陰	陰		陰	陰	陰
		論	論		論	論	論

(背像入)

郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定
稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價
四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

竹越與三郎著 新日本史 上
 竹越與三郎著 新日本史 中
 德富健次郎著 新日本史 下
 德富健次郎著 歷史の片影
 深井英米著 比較憲法論
 人見一太郎著 國民的大問題
 八心の明鏡處世の秘寶
 民友社編纂 第二輯 合本一語千金
 比律賓群島
 平田久著 西亞帝國
 稻垣滿次郎著 外交と外征
 渡邊修二郎著 内政外交衝突史

郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價
 四廿五 二十五 六三十五 四十八 二十 四二十 四二十 四二十 六三十 六四十
 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢

德富健次郎著 日清軍記前編
 德富健次郎著 日清軍記後編
 德富健次郎著 雷士
 德富健次郎著 武雷
 內村鑑三著 日本及日本人
 民友社編纂 征清壯烈談
 平田久著 伊太利建國三傑
 福地源一郎著 幕府衰亡論
 福地源一郎著 懷往事談

郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定
 稅價 稅價 稅價 稅二一 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價
 四二十 六三十五 四二十 各十三 六三十 四二十 四十五 四十五 四十五 四十五
 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢

竹越與三郎著

支那

論

郵定

稅價

二十錢

○ 臺灣

會話大全

郵定

稅價

二十錢

○ 日臺

會話大全

郵定

稅價

三十錢

○ 近松

著作一斑

郵定

稅價

三十五錢

○ 巢林

子戲曲

郵定

稅價

四十八錢

○ 英國

產業史

郵定

稅價

四十五錢

○ 英國

產業史

郵定

稅價

四十五錢

○ 弘松

宣枝著 (題字肖像及手筆入)

郵定

稅價

四十五錢

○ 菊池

長風著 四册 德富猪一郎君序

郵定

稅價

四十五錢

○ 藤朝

田鮮王國

郵定

稅價

四十八錢

(肖像入)

○ 內村

鑄三著 警世雜著

郵定

稅價

四十二錢

○ 中

龍兒著 詩人西行

郵定

稅價

二十三錢

○ 奧中

將恩宇東條中佐序文 兵營小訓

郵定

稅價

四十五錢

○ 總富

猪一郎深井英五合著 洲大勢三論

郵定

稅價

四十五錢

○ 榎原

保人著 政黨論

郵定

稅價

四十五錢

○ 絲亭

主人著 井龍雄論

郵定

稅價

二十二錢

○ 雨谷

一榮庵著 石良雄

郵定

稅價

六十五錢

○ 島田

三郎君稻垣滿次郎君序 已成西比利亞鐵道

郵定

稅價

二十二錢

○ 少年

傳記叢書號外 少年史談第一編

郵定

稅價

二十二錢

○ 阿部

仲麿

郵定

稅價

二十六錢

(口給入)

少年史談第二編

阿金貨本位は新やわかり丸

古屋主人著

兼抒木好戸反古允古り丸

德宮健次郎著

ル好情法孝イ師詩允古り丸

芳賀八綱著

川家光

德一布衣著

社會百方

幸田露伴序角田柳作著

井原西

日將軍之半

概面鶴面光イ師詩允古り丸

組成虎一著

阿金貨本位は新やわかり丸	古屋主人著	兼抒木好戸反古允古り丸	德宮健次郎著	ル好情法孝イ師詩允古り丸	芳賀八綱著	川家光	德一布衣著	社會百方	幸田露伴序角田柳作著	井原西	日將軍之半	組成虎一著
郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定	郵定
稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價	稅價
二十二	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

(美麗なる寫眞版入)
(一名討論文章家として)
の毛奇伯

國民新聞

發行所

東京市京橋區
日吉町四番地

國民新聞社

國民之友

英文極東

發行所

東京市京橋區
日吉町四番地

國民友社

家庭雜誌

發行所

東京市京橋區
日吉町四番地

家庭雜誌社

每月一回
每月廿一日發兌
定價一冊
半年(六冊)前金壹圓四拾四錢
一年(十二冊)前金貳圓七拾六錢
市外郵稅一部二錢

每月一回
每月十五日發兌

定價一冊
半年(六冊)前金壹圓四拾四錢
一年(十二冊)前金貳圓七拾六錢
市外郵稅一部二錢

民友社書籍雜誌賣捌所

(注意一) 此に列挙する賣捌店名は本社直接に取引する店又は特別に記入申込みありし分に限る

(二) 故に全國に於て間接に賣捌する、店は此他に多數ありと知るべし

(三) 間接賣捌所にて店名廣告申込みあれば追々掲出すべし

(四) 賣捌所にして取引中事故あり停止又は拒絶したる店名は茲に其事故を掲載することあるべし

東京市神田區裏神保町	上田屋	大坂市備後町	吉岡書店
全 表神保町	東京堂	全 全	岡島新聞舗
全 京橋區尾張町	東海堂	京都市三條通富小路	便利利書房
全 鈴屋町	北隆館	全 佛光寺通り	東枝律書房
全 芝區櫻田木郷町	好明館	全 寺町通り	飯田信文堂
全 京橋區川雲町	警醒社書店	全 河原町	大黒新聞舖
全 京橋區尾張町新地	巖々堂	神戸市榮町	船井新聞舖
全 神田裏神保町	敬業社	名古屋市本町	川瀬代助
全 日本橋區新大坂町	鶴屋喜右衛門	全 玉屋町	静觀堂
全 京橋區弓町	松邑孫吉	福岡市博多	積善館支店
橋濱市大田町四丁目	國民新聞社支局	全	森岡書店

筑前久留米町	菊竹書店	福島縣福島町	漸進堂
熊本市新町	長崎次郎	全 白川町	奧村書店
全 南新井井町	好文堂	青森縣弘前市祝方町	近松書店
熊本縣八代郡八代町	時昌堂	全 本町	今泉書店
全 菊池郡隈府町	中島常平	北海道札幌南一條四三丁目	進振堂
長崎市酒屋町	安中半三郎	全 室蘭港札幌通り	最上谷治吉
全 引地町	安中集榮堂	全 札幌南二條西三丁目	廣目屋
仙臺市國分町	佐勘書店	北海道小樽港	川南重祐
全 大町	木文商店	豊前中津町	野依曆三
盛岡市中橋通	東北堂	長野縣野澤町	岩下新聞舖
廣島市鹽屋町	積善館支店	全 長野町	西澤喜太郎
越後 水原町	西村六平	全 岩村田町	文盛館
越後 長岡表四の町	目黒十郎	上毛富岡	木田商店
全 高田町	高橋書店	鹿兒島縣鹿兒島市	吉田幸兵衛
全	室直支店	全 全	金田光
全 新潟市西通通り	原貞治	茨城縣水海道町	谷村書店
全 村松町	梅の屋佐吉	富山市東四十物町	新田書店
全 新發田町	野津仁太郎	甲府市御所町	中田書店
全 小千谷	野口俊策	山梨縣新府町	柳正堂
			正榮堂

出雲松江市
 秋田市茶町
 羽後湯澤大町
 羽後酒田上壑町
 朝鮮仁川港
 石川縣小松
 同 金澤
 大阪心齋橋筋淡路町北へ入
 岡山市弓之町百三番邸
 大分縣大分町
 高知市
 靜岡市吳服町
 岡山市西大寺町
 美濃大垣本町
 越後新發田上町
 長野縣上水内郡長野町丸上商店
 松山市港町
 鳥取市上魚町
 大坂府豐能郡池田新町
 信州松本
 靜岡吳服町
 富山市
 岩代福島町

川岡清兵衛助
 成見清兵衛門
 齋藤勘右衛門
 鈴木木喜八
 山岡書喜
 宇都宮書
 同支店
 中村正兵衛
 周村正兵衛
 甲斐治平
 開成舍
 内田書
 山本金正
 渡邊商會
 萬松堂
 齋藤三郎
 向井藏次郎
 山本吉太郎
 鹽川豐太郎
 鶴川豐太郎
 太田陽堂
 小林清重
 鈴木清助

上州前橋
 越後龜田町
 臺灣臺北
 陸奥八ノ戸
 近江長濱町
 大津町字上京
 山城日向町
 上州原町
 鳥取市智頭街道筋
 若州小湊
 伊賀國大野農人町
 信濃洗馬
 宮崎上野町
 伊勢松阪町
 但馬豐岡町
 羽後増田町
 陸奥弘前
 信州上田原町
 岡山市上元町
 備中井原町
 豐前行橋町
 處形市
 越後尼瀨

耕潤雲
 三勝堂
 伊吉商
 文支店
 同支店
 須田正進
 山口商
 旭昌太
 吉岡太
 安屋勝郎
 都筑文次郎
 修進書
 清玉書
 由利安
 東海林書
 桂澤華支
 西郷叢文
 本郷叢文
 萩田種書
 高橋種書
 八文字屋
 佐藤清三郎

舞哭歌夫天不容
桑港秋寒怒濤鳴

決然去國向天涯
生別亦兼死別何
弟跌不知阿兄志

野口半仙子

讀今遠天生秋



見不為不貴也

中學濟世



袁

氏

野

210.58
H821k
(4)II

Ⓜ

001778-000-8

210.58-H821k(4)II

懷往事談

福地 源一郎/著

M30

ACB-4549

